

## 営農型太陽光発電設備を設置する場合の流れ

令和7年度以降に地域計画の区域内で新たに営農型太陽光発電事業を実施する場合は、農地転用許可申請を提出する前に、あらかじめ地域計画の協議の場に諮り、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認する必要があります。

以下の流れのとおり、ご対応お願いいたします。

### 1. 事前相談 申出者（設置者）

必要書類

- ・「事前相談票」
- ・位置図
- ・公図
- ・土地利用計画図
- ・設備に関する図面(求積図、立面図等)
- ・下部の農地における営農計画書(農林水産省 別紙様式例第1号)
- ・下部の農地における営農への影響の見込み(農林水産省 別紙様式例第2号)

↓

### 2. 農地転用許可基準の適合性の確認 農業委員会事務局

- ・農地法第4条及び第5条の適合性について確認

↓

### 3. 地域計画 協議の場（年2回開催） 農業委員会事務局・農政課・申出者（設置者）

- ・申出者(設置者)等は事業計画、営農計画、位置図等について説明
  - ・事務局は農地法の適合性に係る見解を情報提供
- ※地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合、農地転用許可基準を満たさないこととなる可能性があることにご留意ください。

↓

### 4. 農地転用許可申請 申出者（設置者）